

# 知らなかったではすまされない！ 「働き方改革関連法」への対応



～5日間の年次有給休暇付与、36協定など 院長先生が知っておくべきこと～

## ＝講師より一言＝

10日以上の子休が与えられている職員に最低5日は消化させることが、今年の4月から義務付けられています。**5日未満は罰金**、待ったなしです。**労務管理に生かすポイントとは**。また安易な計画的付与の失敗例も紹介します。

労働時間の客観的な把握も義務付けられました。また36（サブロク）協定で定める時間外労働に、**罰則付きの上限が設けられています**。当日は36協定届の記載例も準備。知識を身に着けながら、**職員の“やる気”を支えるポイント**を紹介したいと思います。

トラブル防止。事後の対応は事前の対応に比べ時間的、金銭的、精神的にも数倍のコストがかかります。**雇用管理は他人に任せることはできません**。日頃の疑問や悩みを持ち寄ってください。

## 記

■ 日 時：2019年6月27日(木) 19時～20時40分

■ 講 師：桂 好志郎先生（桂労務社会保険総合事務所所長）  
※香川県保険医協会会報に「やる気を引き出す雇用管理」として  
2007年から132回目の連載中です

■ 会 場：ホテルマリソリスさぬき  
（高松市福岡町2-3-4 TEL087-851-6677）

■ 参加費：会員・奥様・事務長 **無料**  
未入会員 5,000円

■ 定 員：30名（先着順）



### 講師プロフィール

京都府社会保険労務士会登録。多数の医療機関を顧問先にもち、職員募集・採用援助をはじめ、労務管理の相談等で幅広く活躍。『月刊保団連・臨時増刊』『医院経営と雇用管理』（全体監修）『大阪保険医雑誌・臨時増刊』『やる気を引き出す雇用管理』など、著書も多数。

お申込は香川県保険医協会まで Fax 下さい FaxNo.087-802-1336

2019年6月27日労務管理セミナー参加申込用紙

医院名	ご氏名	
ご住所	TEL	Fax